

入札説明書

給食用飯米調達業務（上期）に係る入札公告（平成31年2月27日付けで京都府立洛南病院ホームページに掲載。以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日
平成31年2月27日
- 2 契約担当者
京都府立洛南病院長 山下 俊幸
- 3 契約条項を示す場所等
契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒611-0011 宇治市五ヶ庄広岡谷2
京都府立洛南病院事務部会計課
電話番号（0774）32-5900
- 4 入札に関する事項
 - (1) 購入物品の名称及び予定数量
給食用飯米調達業務（上期） 5, 500kg
 - (2) 購入物品の特質等
仕様書のとおり
 - (3) 契約期間
平成31年4月1日(月)から平成31年9月30日(月)
 - (4) 納入場所
京都府宇治市五ヶ庄広岡谷2 京都府立洛南病院
- 5 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成31年4月1日時点で、京都府の「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」の「食料品」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
 - (3) 6に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
 - (4) 4の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。
 - (5) 府内に取引を希望する本社（本店）または営業所等が所在するものであること。
- 6 入札参加資格の確認
入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (1) 申請書の交付期間等
ア 交付期間

平成31年2月27日（水）から平成31年3月8日（金）まで
（日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所

3に同じ

ウ 交付方法

交付期間中に交付する。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

(1)のアに同じ

イ 提出場所

3に同じ

ウ 提出方法

提出期間中に持参により提出するものとし、郵送及び電送による提出は認めない。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格確認資料（納入実績表）

過去2年間に4の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績を1件以上記入すること。ただし、国、都道府県又は市町村等への納入実績がある場合は、すべて記入すること。

(4) 入札参加資格の確認通知

申請書等の受付後、別途、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出された書類は、本院において無断使用することはない。

ウ 虚偽を記載した者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

7 仕様書等について質疑がある場合は、次により質疑書（別紙様式）を提出することができる。

(1) 質疑書

ア 受付期間

平成31年3月8日（金）午後5時まで

なお、質疑がない場合は提出不要

イ 提出方法

持参により提出

ウ 提出場所

3に同じ。

(2) 回答書

ア 交付日

平成31年3月13日（水）までに交付

イ 交付方法

来訪により交付

なお、回答書の郵送を希望される場合は、質疑書提出時に返信用の封筒（切手を貼付のこと）を提出されれば郵送します。また、メール送信を希望される場合は、6の申請時にメールアドレスをお申し出ください。

ウ 交付場所

3に同じ。

(3) 質疑書・回答書は、仕様書の一部として、入札条件となります。

(4) 質疑書・回答書の提出・交付に応じない方でも、その内容について、すべて承知したものとみなして入札を行います。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 入札日時
平成31年3月19日(火)午前10時
- イ 場所
宇治市五ヶ庄広岡谷2
京都府立洛南病院本館2階会議室
- (2) 入札の方法
- ア 入札書(別紙様式)は持参により提出するものとし、郵送及び電送による入札は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、別紙により作成した委任状を提出しなければならない。さらに入札書は別紙1及び2により入札者の氏名又は商号若しくは名称(以下「氏名」という。)、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印をしておくこと。
- ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、別紙3により封筒の表に「京都府立洛南病院長山下俊幸様」及び「給食用飯米調達業務(上期)入札書在中」と記載するとともに業者名(法人の場合はその名称又は商号)及び入札者(代理人の場合は代理人氏名)を記入し、裏の封筒の開口部等3箇所を封印すること。
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときに直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。
- エ 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は、2回までとする。
- カ 入札会場への入場は、各参加業者ごとに入札者1名とする。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- (3) 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
また、入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為が行われた場合又はその疑いがある場合は、落札決定を保留し、又は取り消すことがある。
- (5) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上入札しなければならない。この場合において、仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 入札書に記載する金額
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 契約は、単価契約とするため、入札金額については、税抜き単価に予定数量を乗じた金額を記入すること。
- (7) 開札
- ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。
- イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。
- (8) 再度入札
開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (9) 入札辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。

(10) 入札の無効等

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 4に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 申請書等を提出しなかった者

ウ 申請書に虚偽の記載をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 6に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者の入札

キ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭なため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者の入札。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、平成31年4月1日付けで行うこととする。

なお、落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が平成31年4月1日に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

9 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札保証金

免除する。

11 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

12 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。

13 契約書作成の要否

要する。

14 契約の解除及び損害賠償請求

京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- 15 支払条件
契約の履行の完了を確認した後、**月ごとに**代金を支払うものとする。
- 16 入札の執行
この入札に係る**平成31年度**予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。**また、**この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。
- 17 その他
前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。